

複数の者に対する行政指導個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 消防局予防部規制課（06-4393-6242） |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 行政指導の名称 | 高層建築物等に係る防災指導基準に基づく指導 |
| 関連する 他局の名称 | 都市計画局 |
| 概 要 | 高層建築物等（高さ31mを超える建築物等）に対し、避難施設の適正配置、延焼及び煙の伝播防止、消防活動空間の確保並びにこれら防災上の諸措置に適応した消防用設備等の機能の確保等について、「高層建築物等に係る防災指導基準」に基づき指導を行います。 |
| 根拠となる要綱等 | ・高層建築物等に係る防災指導基準（平成3年9月20日付け消予第308号） |
| 行政指導指針 | ・指導基準は、 http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000213/213007/3-1.pdf に掲載しています。 |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/ |
| 備 考 | |